チャートに従って、申告が
必要な方はなるべく「郵送」
での申告をお願いします。

スタート

令和4年1月から12月まで
収入はありましたか？

いいえ

申告義務はありません。
ただし、国民健康保険加入者や
証明書発行、児童手当受給、団地入居
など行政サービスを受ける方は
サービス利用ができなくなったり、
利用料が高くなることがありますので、
申告することをおすすめします。

はい

税務署で確定申告を済ませた（する予定）。

はい

市役所での申告は
不要です。

いいえ　いいえ　いいえ

給与収入がある方	公的年金収入がある方	営業、農業、漁業、不動産等の収入がある方
勤務先から給与支払報告書が市役所へ提出されるので、申告の必要はありません。ただし、以下の方は申告してください。 ※年末調整をしていない方 ※給与以外に営業・農業・漁業・不動産等の収入があった方 ※勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない方 ※扶養親族や社会保険料など控除の追加がある方	公的年金収入のみの方で、65歳以上148万円以内の場合は、申告の必要はありません。ただし、以下の方は申告してください。 ※「65歳以上148万円以内」に該当しない方 ※扶養親族や社会保険料など控除の追加がある方 ※遺族年金・障害者年金のみを受給した方 ※年金以外に給与収入（年末調整をしていない）や営業・農業・漁業、不動産等の収入があった方	申告の必要があります。帳簿や領収書等を基に申告書を作成してください。 ※項目別ごとにまとめて保管してください。 ●帳簿・各領収書 ●農協が発行する証明書（生産者原簿、生産資材購入証明書、野菜販売実績表、肉用牛売却証明書） ●漁協が発行する証明書（水揚高証明書） ●その他、申告に必要な書類 ※所得税法の改正により、平成26年1月から住民税の申告でも、記帳と帳簿の保管が義務づけられました。